

内部質保証システムの構造・人材・知識
基盤の開発に関する研究会 報告

教育の内部質保証システム 構築に関するガイドライン(案)

林 隆之

(大学評価・学位授与機構)



ガイドライン(案)作成の背景

- 日本大学の内部質保証の傾向 (昨年までのWSやヒアリングより)
 - 「内部質保証システム」概念が、大学・人により様々
 - 評価(総務・企画系)と教育改善・FD(教育系)の分離傾向
 - 第三者評価への対応を基本に自己点検・評価
 - 中期目標・計画の進捗管理に焦点
 - 機関単位の認証評価を、部局(プログラムでなく)単位で学内実施
- 「内部質保証」について、国際的に通用する概念整理を行い、共通認識を形成していく必要



ガイドラインの構成

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 「内部質保証システム」の定義
3. 内部質保証システムと機関別認証評価との関係
4. 「教育の内部質保証システム」を構成する要素
5. 各要素のガイドラインと事例

1. 本ガイドラインの位置づけ

- 認証評価の第二サイクル:「基準8 教育の内部質保証システム」を新設。
 - － 2008年中央教育審議会答申:
 - 大学教育の質の維持・向上、学位の水準の保証については大学に責任がある。
 - 大学が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する。
 - － 欧州の『欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)』では、大学による内部質保証を第一項目として位置づけ



- 我が国では、多くの大学で内部質保証に関する取り組みが進展。
- しかし、「システム」と呼ばれる体系性ある状況にまでは至っていない。



- 「内部質保証システム」の考え方を整理し、大学が自らのあり方を検討していけるように、ガイドラインを作成。
 - 認証評価の「大学評価基準」の一部ではなく、全ての大学が満たすことが必要な事項を記述したものではない。
 - システム全体を説明するものであり、個々の手法を説明するものではない。



2. 「内部質保証システム」の定義

- 「内部質保証」

- 「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証すること」

(大学評価・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第三版』)

- 「内部質保証システム」

- 上記で定義される内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組み



〈参考〉海外での定義例

「内部質保証とは、大学や教育プログラムが自らの**目的を達成し、また、高等教育一般や特定の専門職業や学問分野に求められる水準を達成**していることを確保するための、大学や教育プログラムの方針や手続きである。」

(M. Martin and A. Stella (2011), *External quality assurance: options for higher education managers*, International Institute for Educational Planning, UNESCO, Module 1, p.17)

「(質保証とは) 高等教育システム、高等教育機関、教育プログラムそれぞれの質を評価する(分析し、監視し、保証し、維持し、改善する)継続的なプロセスを指す包括的な用語である。〈中略〉内部質保証システムは、高等教育の質の監視と改善に関する学内の活動である。外部質保証は、高等教育機関およびプログラムの質を保証する機関横断的あるいは機関上位の仕組みである。」

(L.Vlăsceanu, L.Grünberg, and D.Pârlea, *Quality Assurance and Accreditation: A Glossary of Basic Terms and Definitions*, UNESCO-CEPES 2007, p.74)

「(質保証とは) 教授と学習に対する体系的な監視と評価、ならびに、それを支援するプロセスである。それにより、**授与される学位の水準が英国における期待に合致し、学生の学習経験の質が保護され改善されるようにする。**」

(英国QAA Glossary)

- 教育の質保証の責任は、第一義的には大学自身に
 - ①それぞれの教育プログラムを提供する教員や部局自らがその質を保証する責任
 - ②機関としての大学がその内部で提供する教育プログラムの質保証を行う責任
- 同時に、教育内容や方法を創造的に進化・発展させ、継続的に質の向上を進めていくことを促進
 - 質の文化 (Quality Culture) :
「恒常的に質の向上を図る組織文化を指し、次の2つの要素により特徴づけられる。一つは、質に関する価値・信念・期待・責務を共有しているという文化的・心理的要素である。もう一つは、質を向上し、各個人の努力を連携させることを目指すような明確なプロセスを有する、構造的・運営的要素である。」(EUA 2006)



3. 内部質保証システムと機関別認証評価との関係

- 各大学が独自性のもと、絶えず教育内容や方法を進化させるため、**大学自身による質保証・向上が基本**
- 内部質保証システムが十分に整備されていれば、「内部質保証システムの有効性」の確認のみに焦点をおくオーディット型外部質保証もありうる
- しかし、現在の日本の外部質保証は、内部質保証の中で確認することが求められる内容も包括的に含んだ基準構成
 - 大学は内部質保証システムの整備を進めつつ、「大学評価基準」などを踏まえて点検・評価作業を行い、その結果をとりまとめることによって、機関別認証評価の自己評価書を作成
 - 中でも、**個々の教育プログラムを単位とする内部質保証・向上が必要**

4. 内部質保証システムを構成する8要素

- (1) 内部質保証に関する全学の方針・責任体制
- (2) 教育プログラムの承認・定期的点検・改善
- (3) 教職員の点検・能力開発
- (4) 学習環境や学生支援の点検・改善
- (5) 大学や部局の教育に関する目的・目標に対する点検・改善
- (6) 質保証への学生や外部者の関与
- (7) 教育に関する情報の収集・分析
- (8) 教育情報等の公表

〈参考〉 海外の内部質保証ガイドライン

欧州高等教育質保証協会ほか『欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン』

第1部: 高等教育機関の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン

- 1.1 質保証の方針と手続
- 1.2 教育プログラムと学位の認証・監視・定期的レビュー
- 1.3 学生の成績評価
- 1.4 教員の質保証
- 1.5 学習資源と学生支援
- 1.6 情報システム
- 1.7 公開情報

ASEAN大学連合「質保証のガイドラインを実施するためのマニュアル」

内部質保証システムの有効性を自己分析する基準

1. 質保証の方針と手続
2. モニタリング
3. 中心的活動(教育、研究、社会や地域への貢献)の定期的評価
4. 学生の成績評価の質保証
5. スタッフの質保証
6. 施設の質保証
7. 学生支援の質保証
8. 自己点検
9. 内部監査
10. 情報システム
11. 情報の公表
12. 質のハンドブックの作成

イギリス質保証機構(QAA)「質の規範」

Part A: 学術水準の閾値の設定と維持

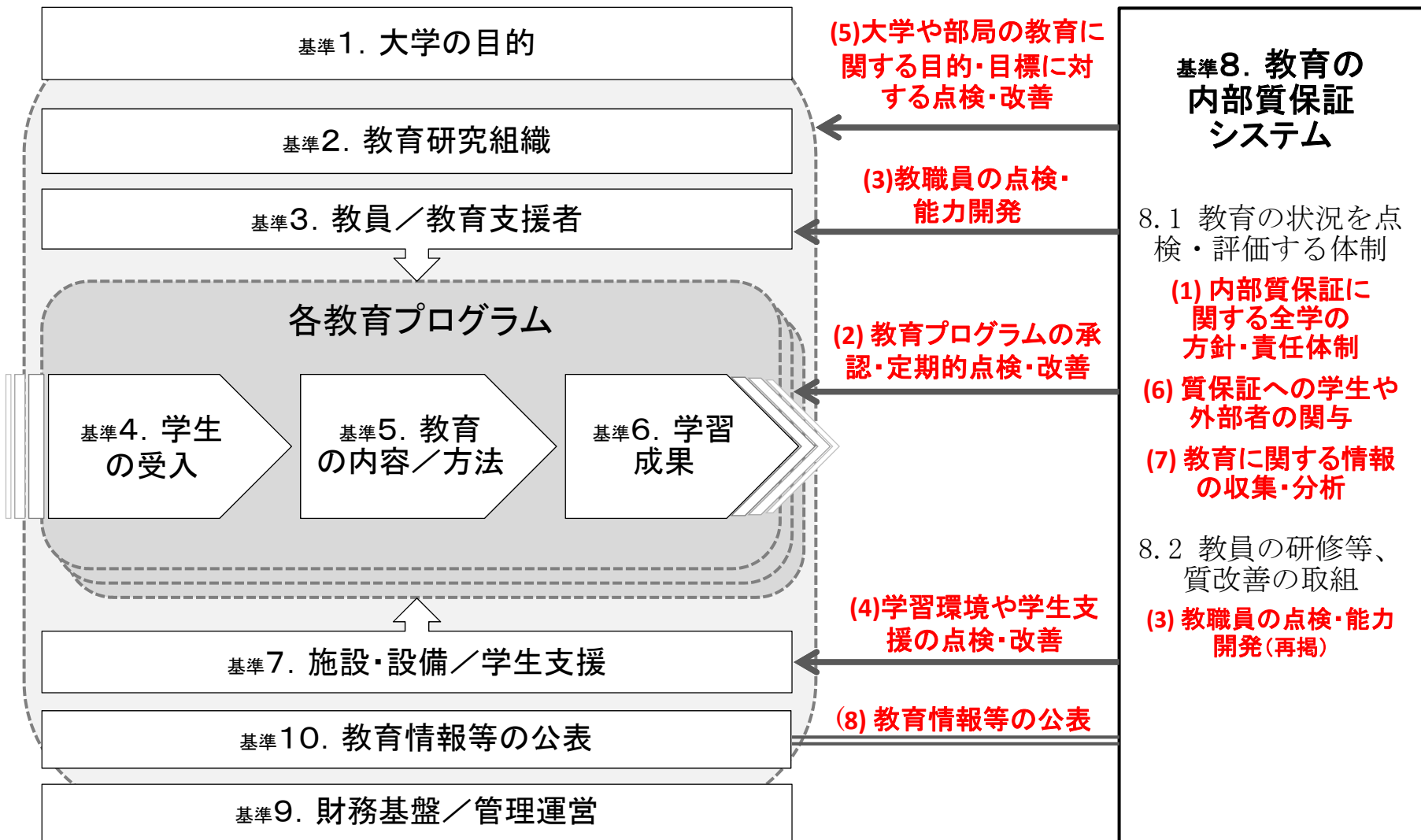
- A1: 国レベル
- A2: 学問分野・資格レベル
- A3: 教育プログラムレベル
- A4: 認証とレビュー
- A5: 外部性
- A6: 学習成果の到達度アセスメント

Part B: 学術の質の保証と向上

- B1: 教育プログラムの設計と承認
- B2: 入学受け入れ
- B3: 教授と学習
- B4: 学生支援、学習資源、キャリア教育・情報・アドバイス・ガイドライン
- B5: 学生の関与
- B6: 学生の評価、事前学習の認定
- B7: 外部試験
- B8: 教育プログラムのモニタリングとレビュー
- B9: 異議申し立て
- B10: 共同プログラムのマネジメント
- B11: 研究学位

Part C: 高等教育の提供に関する情報

大学の教育活動全般



(1) 内部質保証に関する全学の方針・責任体制

内部質保証に関する全学の方針、規定、計画等を定め、責任体制を明確にしている。

- **教育の質に関する全学の方針**
 - － 教育の質保証を継続的に行い、創造的に発展、質向上を促進するための方針や戦略。必要な学内資源の確保や人材育成。
- **内部質保証に関する責任体制やリーダーシップ**
 - － 責任を有する学内の者・組織を設定。大学本部、学部・学科・各種センター等の部局、教職員個人、それぞれの責任や権限を明確に設定。
- **各種の内部質保証に関する規定**
 - － 質保証を行う単位やレベル、手続き、実施頻度。
- **各種の内部質保証の実施体制**
 - － 委員会等の組織、教育の点検・評価や質向上を支援する体制（評価センター、教育開発センター等）、必要なデータの整備を行う体制。
- **各種の質保証の結果の活用方策**
 - － 報告、改善すべき事項の設定、部局や委員会組織への指示、改善計画や改善報告の提出。
- **質保証の方針等の定期的見直し**
 - － 内部質保証システム自体の有効性や効率性を確認し見直す。

(2) 教育プログラムの承認・定期的点検・改善

教育プログラムの新設の承認、定期的な点検や評価、改善を継続的に実施する体制や手続きを有する。

- **承認や定期的点検の手続きの明文化**
 - － 教育プログラムを新設する際に自ら考慮すべき事項を定め、教育プログラムを承認するよ
うな手続き。
 - － 提供する教育プログラムに対して定期的に点検・評価を行う手続き。
- **教育プログラムの目的・方針等の文書化**
 - － 目的、育成する人材像、3つの方針、カリキュラムマップやカリキュラムツリーなどによるカリ
キュラムの体系的構造、学習成果の測定方法など、基本的な内容を文書等で定める。
- **学習成果の分析を通じた教育プログラムの有効性の検討**
 - － 学習成果に関する各種の測定結果の分析を通じて、教育プログラムが有効に機能している
か確認。
- **自ら定めた水準、学外の参照基準等を用いた水準の保証**
 - － 一般的に学位に求められる水準、大学がディプロマポリシーで定めた水準、当該学問分
野・専門職業・資格で求められている水準に適合し、あるいは上回るものであることを、学
外基準を参考に確認。
- **点検・評価結果の活用方策**
- **教養教育との関係や多様な教育方法による教育プログラムについての留意**
- **教育プログラムの質保証システム自体の有効性の確認**

(3) 教職員の点検・能力開発

教職員が適切な能力を有していることを確認するための点検・評価や、教職員の育成・能力向上のための方策を、継続的に実施する体制や手続きを有する。

- 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされている。教員の教育及び研究活動等に関する評価を継続的に行っている。(「大学評価基準」基準3-2)
 - 「教育の質保証」の観点からの点検・評価 — 例:担当科目についての十分な知識、学生に教授する技術、教育研究の実績や学生へのアンケート結果。
 - 点検・評価結果について、適切な対応を行い、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善へと結びつける手続き。
- ファカルティ・ディベロップメントや教育支援者や教育補助者に対する研修等を組織的に実施し、教職員の能力開発を継続的に促進。(「大学評価基準」基準8-2)



(4) 学習環境や学生支援の点検・改善

学習環境や学習支援・生活支援などの**施策に関する点検・評価**を行い、改善を継続的に実施する体制や手続きを有する。

- 点検・評価の項目や基準は、大学が有する施設・設備や実施している学生支援の内容を踏まえて大学が設定。(「大学評価基準」基準7を参考)
- 各項目について、利用者である学生からの意見聴取の結果を分析。

(5) 大学や部局の教育に関する目的・目標に対する点検・改善

大学や部局等の組織全体の教育に関する目的や中長期の目標・計画に対して、活動状況や進捗・達成状況の把握を行い、改善を継続的に実施する体制や手続きを有する。

- 大学や部局が組織として掲げるミッション、目的、育成する人材像に即した活動が行われて、成果が得られているか点検・評価
 - 教育プログラム、教職員、教育環境・学生支援の質保証の結果を総合的に分析するなど
- 国立大学法人や公立大学法人の中期目標・計画、大学の中長期のビジョン、戦略計画・行動計画などの学内共有、責任体制の明確化、進捗状況の管理、達成状況の確認

(6) 質保証への学生や外部者の関与

各種の内部質保証に**学生や外部関係者が参加**する、あるいはそれらの者の**意見を聴取**するような体制や手続きを有する。

(「大学評価基準」観点8-1-②③)

- 学生や卒業生が参加することで、学習者の視点から検討
 - － 実施例：点検・評価に学生代表が参加、学生と教員との意見交換の場の形成、学生に対するアンケート調査を実施、学生との協働によるFDの実施
- 学外関係者の参加や意見聴取
 - － 学外者選定の視点
 - ①質保証の独立性の確保
 - ②専門性の確保(当該の教育内容に関する専門性、学習成果のアセスメント手法等に関する専門性)
 - ③育成する人材のニーズに関する知見
 - － 実施例：教育プログラムの外部評価、大学や部局のアドバイザリー委員会、学外者へアンケート調査、卒業・修了論文の審査に学外者を含む

(7) 教育に関する情報の収集・分析

教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、分析を行い、その結果を利用するための体制や手続きを有する。(参考「大学評価基準」観点8-1-①, 9-3-①)

- データや資料の例:
 - 教育プログラムや部局等の、入学者の状況、履修・成績・単位取得状況、卒業や留年・退学の状況、進路状況など各種の定量的・定性的データ
 - 学生に対する満足度調査や達成度調査などの調査
 - 第三者評価、「大学ポートレート(仮称)」、政府統計で求められるデータの有効活用
- 分析
 - 教育が適切に実施されているか、改善を要する事項は何かを確認
 - 同様の特徴を有する大学同士がデータ・情報を自ら比較(ベンチマーク)
- 体制
 - 「インスティテューショナル・リサーチ(IR)」機能を、特別の組織を設けて実施するのか、分散的な体制のもとで実施するのかは、大学による

(8) 教育情報等の公表

教育の質保証や消費者保護の観点から、入学志願者、在学学生、保護者等に対して、教育プログラム等に関する正確な情報を定期的に公表する体制や手続きを有する。
(参考「大学評価基準」基準10)

- 大学及び大学を構成している学部・研究科等の目的、教育に関する基本方針等の情報
- 学校教育法施行規則第172条の2公表が義務づけられた項目
- 質保証に関する情報(学内での質保証及び向上のための実施内容・体制、自己評価書、評価結果書、評価で指摘された事項に関する改善状況等についての情報)



本ガイドライン(案)の共有・改訂

- 「内部質保証システム」概念の共有化(「満たすべき事項」でない)
 - 大学はこれまでの学内の取り組みをシステムとして再整理。機関としての方針策定と責任の明確化
 - 教育プログラム等を基本単位に質と水準の内部質保証
- セミナー等で得た大学のご意見、内部質保証システムの構築状況を見ながら、今後も継続して改訂
- 8つの要素それぞれについても、あり方の検討は必要(ただし拙速に行えるものではない)

